

8. 重要な会計方針

農業共済団体会計基準（平成23年4月8日付け22経営第7209号農林水産省経営局長通知）を適用して財務諸表等を作成しています。

（1）減価償却の会計処理方法

ア. 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	7 ～ 50 年
構築物	7 ～ 30 年
車両運搬具	5 ～ 7 年
機械器具	4 ～ 15 年
器具備品	4 ～ 30 年
診療用車両運搬具	6 年
医療器具機械	2 ～ 30 年

イ. 無形固定資産

定額法を採用しています。

ウ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

業務勘定の有形固定資産及び無形固定資産は、当該固定資産の取得原価から当該固定資産を取得するための借入金を控除した金額を取得事業年度に費用配分しており、減価償却費による費用配分は行っておりません。

また、当該固定資産の貸借対照表計上額は、当該固定資産の取得原価から減価償却相当額（減価償却累計額と同額）を直接控除した金額を計上しております。

なお、減損処理を行った固定資産の貸借対照表計上額は、減損後の帳簿価額に基づく減価償却相当額を減損後の帳簿価額から直接控除した金額を計上しております。

（2）引当金の計上基準

ア. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異は、変更年度に一括処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理することとしております。

また、役員退任慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金積立規則に基づき期末要支給額を計上しております。

イ. 貸倒引当金

未収金等の債権で、債権発生年度の翌年度から3事業年度を経過した金額を計上しております。

ウ. 建設引当金

固定資産建設に備えるための引当金で、事務所、家畜診療所、公宅、農作物実測調製施設等の建物を対象に、取得等に係る必要額を計上しております。

エ. 修繕引当金

固定資産修繕に備えるための引当金で、事務所、家畜診療所、公宅、農作物実測調製施設等建物の改修を見込み、必要額を計上しております。

オ. 更新引当金

事業に必要な固定資産の取得に備えるための引当金で、防除等機械の更新等に充てるため計上しております。

カ. 事務機械化準備金

次期システム等の更新に備えるための引当金で、更新計画に合わせて機器及び導入経費等の必要額を計上しております。

キ. 損害評価特別準備金

大災害発生による損害評価費の増高及び新たな損害評価方法に係る支出に備えるための準備金で、大災害時の損害評価掛増経費を必要額として計上しています。

ク. 損害防止事業準備金

損害防止事業の安定的な継続実施を促進し、組合員の損害に対する未然防止に備え、必要額を計上しています。

ケ. 業務引当金

将来の収入不足や予見し難い支出に備えるための引当金で、金利低迷による受取利息の減少並びに緊急措置的な業務支出の影響に備え必要額を見積り計上しております。

(3) 責任準備金の計上基準

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第29条に基づき、

ア. 農作物共済勘定、果樹共済勘定及び畑作物共済勘定は、決算時において責任期間が翌事業年度にわたる共済の共済関係に係る手持掛金部分の金額を計上しております。

イ. 家畜共済勘定及び園芸施設共済勘定は、決算時において各共済で責任期間が翌事業年度にわたる共済の共済関係のうち、未だ経過しない部分の手持掛金部分の金額を計上しております。

(4) 支払備金の計上基準

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第28条に基づき、農作物共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定は、決算時において共済金の支払又は共済掛金の返還の義務はあるが、その金額が確定していないものがあるときはその金額の見込額、訴訟係属中のものがあるときはその金額、これらの金額が推定できないときはこれらの金額の手持掛金部分の金額を計上しております。

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

平均原価法（移動平均法）による償却原価法（定額法）によっております。

イ. その他有価証券

(ア) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は平均原価法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額は、その全額を純財産の部に計上しております。

(イ) 時価のないもの

該当するものは保有しておりません。

(6) たな卸資産等の評価基準及び評価方法

先入先出法による取得原価（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により計上しております。

(7) リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円超のファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引（少額・短期リース取引を除きます。）のうち、平成 24 年 3 月 31 日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(8) キャッシュ・フロー計算書関係

ア. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手持現金及び要求払預金

イ. 資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金 58,180,023,971 円

現金及び預金のうち定期預金 49,346,000,000 円

資金期末残高 8,834,023,971 円

ウ. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(9) 減損損失関係

減損を認識した資産はありません。

(10) 金融商品関係

ア. 金融商品の状況に関する事項

当組合の余裕金は、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 34 条に基づき、預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券により運用しております。

未収債権は、経理規則の未収金等債権管理要領に基づき管理しております。

イ. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	58,180,024	58,180,024	—
(2) 有価証券及び投資有価証券	30,333,945	30,333,945	0

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
ア. 満期保有目的の債券	0	0	—
イ. その他有価証券	30,333,945	30,333,945	0
(3) 未収債権	1,543,281	1,543,281	—
(4) 退職給与金施設預託金	5,711,754	5,711,754	—
(5) 共済資金	44,885	44,885	—
(6) 未払債務	(3,085,867)	(3,085,867)	(—)
(7) リース債務	(34,839)	(34,839)	(—)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(3) 未収債権、(6) 未払債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 退職給与金施設預託金

退職給与金施設預託金の時価については、公益社団法人全国農業共済協会から提示された期末時における金額を帳簿価額としており、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 共済資金

共済資金については、職員福利厚生規則により貸付している資金の期末時における残高を帳簿価額としており、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

外部出資（貸借対照表計上額 128,633 千円）のうち、市場価格のある株式はありません。また、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としていません。

(11) 賃貸等不動産関係

事務所及び職員住宅として保有している建物で現在利用されていない物件や遊休地を賃貸しております。これらの賃貸不動産の貸借対照表計上額、当期増減及び時価は次のとおりであります。

用途	種類	場 所
土地	土地	北見市美園 500 番地 8 及び 9(一部)
土地	土地	北広島市稲穂町西 2 丁目 4 番地
土地	土地	稚内市末広 4 丁目 34 番 19 号
土地	土地	帯広市川西町基線 5 7 番 2 3
事務所	建物	稚内市末広 4 丁目 34 番 19 号

用途	種類	場 所
公宅	建物	厚岸郡浜中町姉別 3 丁目
公宅	建物	野付郡別海町別海 119 番地 2
公宅	建物	苫前郡羽幌町緑町 42 番地の 1
公宅	建物	新冠郡新冠町字北星町 5-35
公宅	建物	天塩郡天塩町字川口 5690 の 32
公宅	建物	日高郡新ひだか町三石鳧舞 304 番地 1
公宅	建物	様似郡様似町字緑町 134 番地 1
公宅	建物	幌泉郡えりも町字大和 2 4 3 番地 8 6
公宅	建物	新冠郡新冠町字北星町 2 1 - 6
公宅	建物	厚岸郡浜中町姉別 3 - 1 3

(単位:円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
24, 028, 796	16, 866, 451	40, 895, 247	70, 798, 396

(注) 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却相当額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

当期増減額は賃貸物件の増加と事務所の減価償却による減少であります。

当期末の時価は、主として「固定資産税課税評価額」を基に算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する令和 7 年度における収益及び費用は次のとおりであります。

(単位:円)

賃貸収益	賃貸費用
6, 397, 769	1, 026, 186

(12) 資産除去債務関係

当組合は、土地賃貸契約について、契約終了時における原状回復義務を負っておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でなく、原状回復義務の履行時期を合理的に見積もることが困難であることから、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

また、建物の解体等の処理費用について、経理規則第 50 条に基づき、解体が決定し具体的な見積額が提示された時点で資産除去債務を計上することとしております。

(13) 業務勘定と診療所勘定間の取引関係

診療所収支を明確にするため、診療所勘定の獣医師が行っている死廃事故確認等共済事業に係る人件費相当額等を業務勘定から診療所勘定へ、また、診療所の施設等に係る引当金及び家畜損害防止に係る事業準備金として診療所勘定から業務勘定へそれぞれ繰入しております。

(14) 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。